

## 求人広告利用規約

公益社団法人愛媛県理学療法士会（以下「本会」）が提供する求人広告をご利用の際には、下記の求人広告利用規約（以下、「本規約」）について承諾の上でのご利用をお願いいたします。

### （目的）

第1条 本規約は、本会機関誌（愛媛県理学療法士会ニュースepta、士会だより）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

### （定義）

第2条 本規約において、求人広告とは、求人広告閲覧者に対し本会が発行する会員向け当会機関誌を通じて有料で提供する理学療法士の求人情報およびその提供サービスをいう。

### （求人広告の利用）

第3条 広告主は、求人広告の利用にあたって本規約の内容をすべて承諾したものとみなされる。

### （広告の種類、規格等）

第4条 広告について、次の各号に掲げる事項は、理事会が別に定めるものとする。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現
- (4) 広告の制限事項

### （広告の範囲）

第5条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 社会問題についての主義・主張
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 法令、規則等に反するもの
- (9) その他掲載する広告として適当でないと理事会が認めるもの

(広告原稿の作成及び提出)

第6条 広告主は、広告原稿を第4条及び第5条の規定に基づき作成し、原則として理事会が指定した日までに、理事会が指定した場所に提出するものとする。

2. 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。
3. 理事会は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 理事会は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条及び第5条の規定に基づき審査し、掲載を決定することができる。

(広告掲載料)

第8条 広告の掲載料は、理事会が別に定める。

2. 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、原則として広告掲載開始日から起算して10日前の日までで理事会が指定した日までに、理事会が発行する納入通知書により一括前納するものとする。

(広告掲載の方法)

第9条 第4条及び第5条の規定により提出された広告原稿は、次号機関誌から3誌に継続掲載することを原則とする。次号機関紙の印刷業者への校了が完了している場合等については、持ち越されるなど、掲載が遅れる場合もある。

(広告掲載の取消し)

第10条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
  - (2) 第8条第2項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。
  - (3) 第4条又は第5条の規定に反すると判断したとき。
2. 理事会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
  3. 理事会は、前各項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料

が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2. 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により理事会に申し出なければならない。
3. 理事会は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。

(広告掲載料の返還)

第12条 理事会は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第8条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。

2. 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の継続又は変更)

第13条 広告主は、広告の掲載期間が複数年の場合は、当該広告の内容を原則として年単位で変更することができるものとする。

2. 広告の掲載期間を自動継続する場合は、第8条の規定に準じて広告掲載料の納入を確認した際に行われるものとする。
3. 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、理事会であらかじめ協議するものとし、第4条および第5条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
4. 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第6条第3項の規定に準ずるものとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2. 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(求人広告閲覧者の責任)

第15条 求人広告閲覧者は求人広告を利用するにあたり、次の責任を負うものとする。

- (1) 求人広告閲覧者は、自らの意思によって求人広告を利用するものとする。
- (2) 本会は、求人施設の仕事内容、給与、勤務時間など労働条件についての詳細を最終的に保証するものではない。
- (3) 求人広告閲覧者が求人広告の利用に起因して、第三者(求人施設・企業を含む、以下同じ)との間で紛争等が生じた場合には、自身の責任においてこれに対処するものとし、本会を免責するものとする。
- (4) 求人広告閲覧者は、求人広告の利用が、必ず転職・就職に成功する等の有効性を保証するものでないことを承諾する。

(求人広告閲覧者の禁止事項)

第16条 求人広告閲覧者は求人広告を利用するにあたり、次の行為をすることはできない。

- (1) 第三者または本会に不利益を与える、またはそのおそれのある行為
- (2) 求人広告を利用した営業活動、営利を目的とする情報提供等の行為
- (3) 求人広告を通じて入手した情報を、複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用する行為。
- (4) 求人広告の運営を妨げ、あるいは第三者または当会の信用を毀損するような行為、またはそのおそれのある行為
- (5) 各種法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為

(免責)

第17条 求人広告を利用する、または利用できないことから生じる一切の損害(精神的苦痛、求職活動の中断、またはその他の金銭的損失を含む一切の不利益)について、本会は責任を負わないこととする。

2. 本会は、求人広告において提供される施設の求人情報に関し、内容の最新性、完全性、正確性、有用性等について保証しないこととし、求人広告閲覧者はこれを承諾し、自己の責任において利用することとする。
3. 本会は、本会及び求人施設の機密に属する事項について、求人広告閲覧者からの質問への回答、その他対応を行う義務を一切負わないこととする。

(本サービスの変更等)

第18条 本会は、求人広告閲覧者への事前の通知なくして、求人広告情報提供の変更、一時的な中断をすることができることとする。

(規約の変更)

第19条 本会は本規約を必要に応じて変更することができることとする。変更の内容

についてはホームページ上に表示し、一月経過した時点で直ちにすべての求人広告閲覧者が承諾したこととみなす。

(協議事項)

第 20 条 本規約の解釈に疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項については、本会と求人情報閲覧者は、誠意をもって協議の上これを解決するものとする。

(附 則)

1 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。